

## 第1章 環境基本計画の改訂に当たって

### 1. 改訂の背景

#### (1) 本市の環境を取り巻く情勢の変化

2015(平成 27)年にフランス・パリで行われた第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020 年以降の新たな地球温暖化対策に関する法的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、産業革命前と比較して気温上昇を 2℃未満に抑制することを世界共通の長期目標とし、世界各国が協力する初めての枠組となります。

第 6 次評価報告書では、「パリ協定」での事実上の長期目標である「世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えること」を達成するためには「温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 60%削減すること(2019(令和元)年比)」が必要であると公表されました。

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」は、2015(平成 27)年の国連総会で採択された 2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標で、先進国を含めた国際社会全体が、持続可能な発展をするため、17 の目標の達成に取り組んでいく必要があります。

以上のような国際的な動向が変化している中、我が国においては、SDGs の考え方を活用した環境負荷の総量削減だけでなく、ウェルビーイングの実現も掲げた戦略、「第六次環境基本計画」が 2024(令和 6)年 5 月に閣議決定されました。さらに、2020(令和 2)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」が表明されました。これを受け、新たに温室効果ガス削減や安定供給に向けたエネルギー政策の方向性を示された、「第六次エネルギー基本計画」が 2021(令和 3)年 10 月に閣議決定され、環境政策の新たな大綱が定められました。

その他にも、我が国の生物多様性に関する目標を示す「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。これは「2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」」が主要な目標の一つとして定められる等、生物多様性の損失を食い止め、回復させるというネイチャーポジティブの考えを含む内容が採択されました。

本市では、「第3次神栖市総合計画(2023(令和 5)年 4 月策定)」において、市民本位の取組や各主体の協力と連携の強化等により、市民が本市への愛着と誇りを感じるまちづくりを目指した新たな方向性が示されました。また、「神栖市一般廃棄物処理基本計画(2021(令和 3)年 3 月策定)」や、「神栖市再生可能エネルギー導入計画(2024(令和 6)年 3 月策定)」の策定を行うなど、本市全体に関わる環境問題の解決に向けた取組を行っています。

## (2) 現行計画の進捗状況

現行計画では、将来の環境像として「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」を掲げ、実現するための基本目標として「気候変動防止に貢献し、備えるまち」、「資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち」、「自然といきものをまもり、共存するまち」、「健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち」、「みんなが環境をまもり、創造するまち」の5つの分野ごとの施策を取り組んできました。

### 【基本目標1:気候変動防止に貢献し、備えるまち】

地球温暖化による異常気象は、自然環境や私たちの生活にも様々な影響を及ぼしています。次の世代に恵み豊かな地球環境を継承するために、地球環境保全のための取組を推進する必要があります。本市では、省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの導入、水素エネルギーを軸とした産業の振興、さらに、将来予測される気候変動の影響に関する情報を収集・提供し、その対応を進めてきました。しかし、市域における温室効果ガス排出量は、近年増加傾向であることや、気候変動の影響が顕在化しつつあるため、これまで以上に取り組んでいくことが重要です。

### 【基本目標2:資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち】

近年、生活が豊かになる一方で、従来の社会のあり方では、廃棄物の増加や、不法投棄問題等廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。本市では、廃棄物の環境への負荷低減に配慮し、できる限り循環を行ってきました。しかし、ライフスタイルの転換や可燃ごみ処理施設が新しくなったことから、引き続き、家庭や事業者の新しい分別方法の徹底や、排出抑制への意識向上に繋がるような取組を進める必要があります。そして、本市の資源を有効利用し、環境負荷が少ない循環型のまちの実現を目指すことが求められています。

### 【基本目標3:自然といきものをまもり、共存するまち】

自然豊かな環境は、快適さをもたらすだけでなく、人々の暮らしや産業を支える貴重な資源です。本市では豊かな自然環境を活用し、公園や緑地の整備によりうるおいのある空間の創出や人と自然のふれあいの場の提供に努めることで、人と生物が共生する心地よいまちの実現を目指してきました。今後も、良好な状態の自然を維持するために、市民が環境配慮行動をとれるように注意喚起や啓発活動等を通じて人と生物が共生できる環境づくりを推進する必要があります。

### 【基本目標4:健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち】

健全な生活環境のため、これまで事業所や市民の皆様の協力により、大気汚染をはじめとする公害の発生は大幅に改善されてきました。しかし、引き続き取り組むべき良好な水環境の形成や自動車の騒音、悪臭等といった課題があるため、さらなる安全な環境への取組を行っていく必要があります。

### 【基本目標5:みんなが環境をまもり、創造するまち】

市民や事業者の環境保全活動を促進するための情報提供や環境教育・環境学習を推進してきました。引き続き、市民・事業者・行政の協力により、市全体の環境の保全と創造に積極的に取り組むまちづくりが求められます。

### (3) 神栖市環境基本条例

神栖市環境基本条例は、2005(平成 17)年に制定され、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

神栖市環境基本条例(2005(平成 17)年 3 月 25 日 条例第 3 号)

#### (基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。
  - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるととらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

#### (環境基本計画)

- 第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
    - (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を聞くために必要な措置を講じるものとする。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)に規定する神栖市環境審議会の意見を聴かなければならない。
  - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
  - 6 環境基本計画の変更については、前 3 項の規定を準用する。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、「神栖市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的とします。

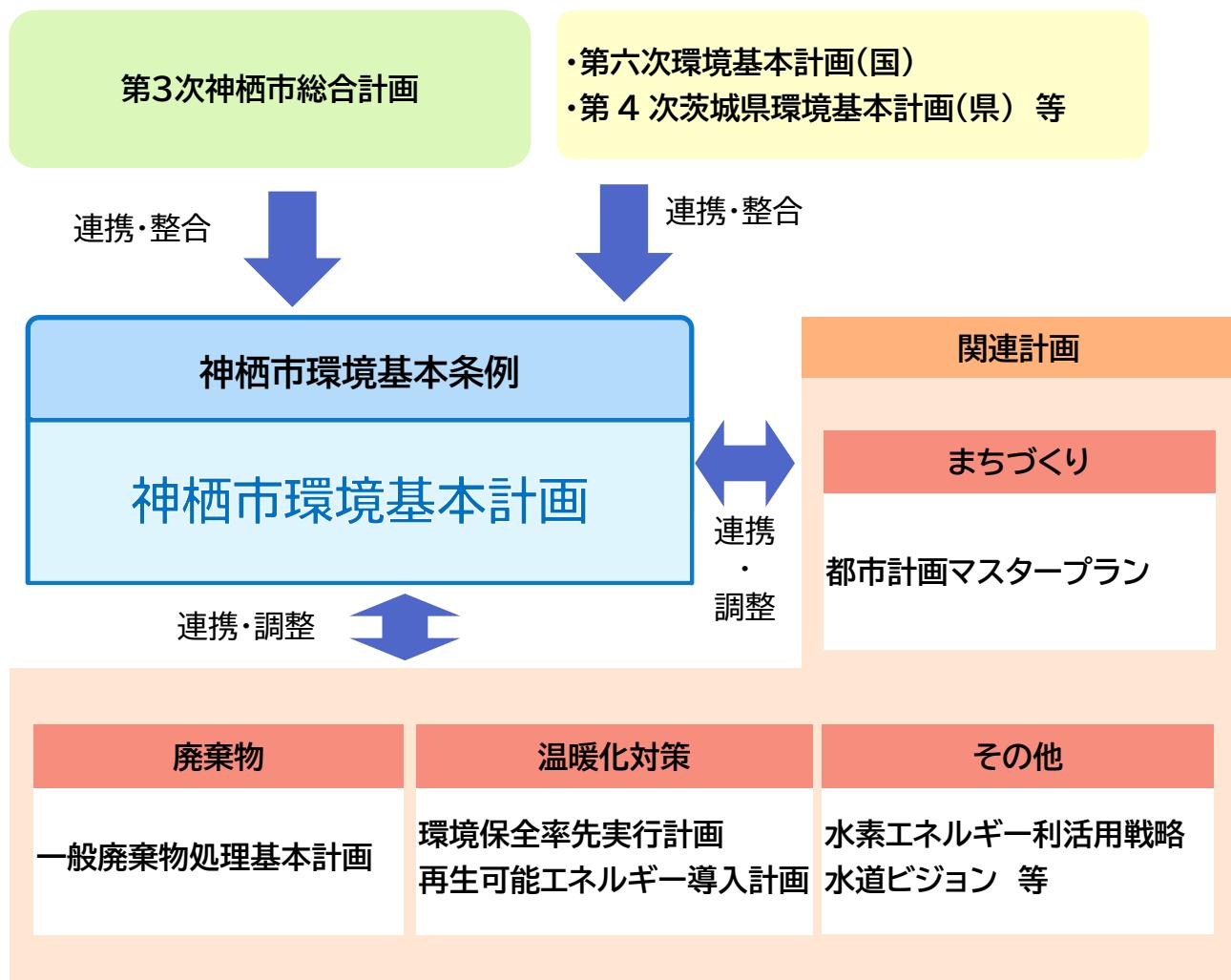
### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「神栖市環境基本条例」に基づいて策定しました。

また、国や県をはじめとする環境関連計画や本市の関連計画との連携と整合を図りました。特に、本市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」を環境面で支えるものと位置づけ、両計画は相補的な関係をとることとなっています。

さらに、環境に関する目標や方向において、環境基本計画の関連計画に当たる「神栖市一般廃棄物処理基本計画」や「神栖市都市計画マスタープラン」等の計画と、本計画との整合を図ります。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」も包含する計画となります。2024(令和6)年に策定した「神栖市再生可能エネルギー導入計画」を踏まえ、市内の温室効果ガス排出量の削減目標を2030(令和12)年度46%削減(2013(平成25)年度比)に見直しました。



### (3) 計画の期間

2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

2024 年度に中間的な見直しを実施しました。



### (4) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、市全域とします。

### (5) 対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとし、地球環境、循環型環境、生活環境、自然環境、環境保全活動までを幅広く対象の範囲とします。

環境の範囲	環境項目
地球環境	地球温暖化、エネルギー、オゾン層の破壊、酸性雨
循環型環境	ごみ、リサイクル、環境美化、水の循環、農業
自然環境	野生生物(動物・植物、生態系)、農地、水辺、公園・緑地、人と自然とのふれあい、景観
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壤・地盤、化学物質
環境保全活動	市民・事業者・行政による環境保全活動